

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 当社が提供するサービスについての相談及び苦情受付窓口

電 話	047-362-2215 (午前9時00分 ~ 午後5時00分)
苦情解決責任者	加賀谷 栄岳

(1) ご不明な点は、なんでもおたずねください。

当社以外に、各市区町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

松戸市介護保険課給付班

電話 047-366-7067

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	有限会社ヘルスケアサービスゆいまーる松戸
所在地	千葉県松戸市松戸1129-1 ニューパウルスタビル2F
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (松戸市 1271200121)
特定事業所	加算算定 なし
サービスを提供する地域	松戸市全域 市川市・柏市・流山市

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内	計
管理者	社会福祉士	1		管理全般	1
介護支援専門員	看護師	0	1	支援全般	3
	介護福祉士	1	0		
	社会福祉士	1			

(3) 営業時間

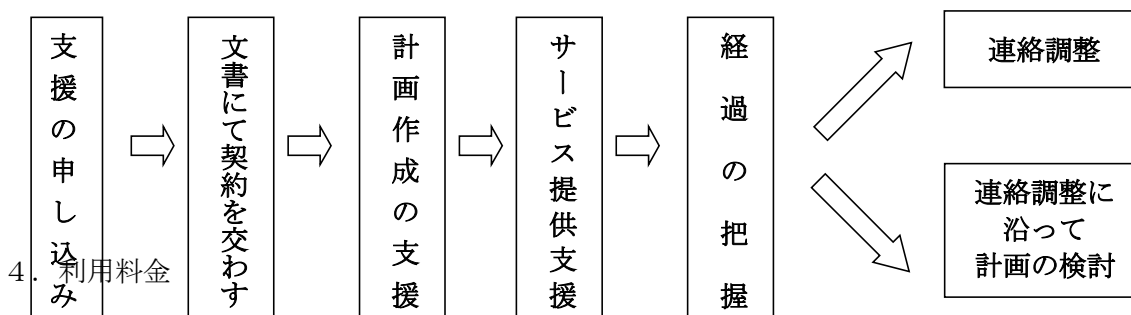
平日	午前9時00分 ~ 午後6時00分
----	-------------------

休業：土曜日・日曜日及び祭日

12月30日 ~ 1月 3日

8月13日 ~ 8月 15日

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容



(1) 種 類

① 利 用 料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- ※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき契約書別紙の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日松戸市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

② 交 通 費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

③ 解 約 料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中での解約をした場合	契約書別紙の料金です
千葉県国民健康保険団体連合会への給付管理表の提出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

④ そ の 他

記録の複写費等 B4サイズまで1枚10円

(2) 支 払 方 法

料金が発生する場合、
お支払い方法は、銀行振込・銀行引落としとします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合。

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し
 難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサ
 ービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- 1 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、要介護者等の心身の特性を踏まえて、
 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するこ
 とを目的として居宅介護支援を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの
 綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。また、介護
 支援専門員の研修については、月 1 回実施するように努めるものとする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

厚生労働省より通知された様式と項目に準拠し、お客様とご家族の意向を十分
 理解して計画を作成する。

- 1 居宅サービス計画の作成はお客様自身が主体的にサービス事業者を決定する
 ことを基本に行います。そのため複数のサービス事業者の情報提供の求めに
 誠実に対応いたします。特定のサービス事業者を指示するなど、お客様の
 選択を阻害することはいたしません。複数のサービス事業者の情報提供が困
 難な時はその状況を誠実に丁寧に説明しお客様の決定を求めます。なお提供
 される情報は偏りのない正当なものいたします。
- 2 居宅サービス計画原案に位置付けているサービス事業者の選定理由はお客様
 からの求めに応じて十分説明を行います。
- 3 お客様が病院等へ入院等となった時は早期から医療機関と連携してご自宅
 での介護サービスの利用状況などをお伝えすることで、円滑に退院が進むよう
 支援を行うことができます。そのために担当の介護支援専門員の氏名や連絡
 先を医療機関にお伝えいただく必要があります。ご協力をお願いします。

(3) 当事業所の作成ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、
 福祉用具貸与の利用状況

①前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通
 所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 26.9 %
 通所介護 14.3 %
 地域密着型通所介護 60 %
 福祉用具 27.9 %

②前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型
 通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供された
 割合の高い順

訪問介護	ハynes訪問介護 26.9%	ラ・ポルタ訪問介護 11.5%	ゆいまーる松戸 10.6%
通所介護	ことばとからだのリハビリ 教室 14.3%	デイサービスセンター秋桜ヴィ レッジ 14.3%	セイロ松戸デイサービスセンター 13.1%
地域密着型通所介護	はるのトレーニングセンター 60.0%	デイサービスひぐらしの家 30.0%	未来サポーターズ倶楽部 10.0%
福祉用具	パナソニックエイジフリー松戸 中央 27.9%	福祉用具レンタル事業所 ひぐらし 18.6%	トーカイ千葉西営業所 15.7%

(4) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法〈注1〉	有	課題分析標準項目（厚生労働省通知）に準拠
介護支援専門員への研修の実施	有	概ね月1回
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客様のご都合により 解約した場合の解約料	有	前項4の③参照
その他		

7. 当 社 の 概 要

名称・法人種別 有限会社ヘルスケアサービス
 代表者役職・氏名 代表取締役 三 木 京 子
 本社所在地・電話番号 千葉県松戸市松戸1129-1
 ニューパウリスビル2F
 TEL 047-362-2215

定款の目的のために定めた事業

- 1 身体障害者および高齢者に対する入浴・排泄・食事・移動
その他の介護と介護に関する指導
- 2 ベビーシッター業
- 3 民営職業紹介及び一般労働者派遣業
- 4 給食業及び給食管理業
- 5 損害保険の代理業
- 6 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 7 介護保険法に基づく訪問看護・通所介護・訪問入浴介護・訪問介護
- 8 介護保険法に基づく短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護事業
- 9 介護保険法に基づく福祉用具貸与販売
- 10 介護用品及び介護機器の販売
- 11 生命保険の募集に関する業務
- 12 介護保険法に基づく介護予防サービス事業（介護予防訪問看護）
- 13 地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護
- 14 地域密着型介護予防サービスの介護予防小規模多機能型居宅介護
- 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
障害福祉サービス事業
- 16 健康保険法に基づく訪問看護
- 17 総合事業における訪問介護・通所介護・（介護保険法に基づく第一号訪問
事業及び第一号通所事業）
- 18 事業所内保育業
- 19 公益を目的とする小規模保育事業
- 20 公益を目的とする児童福祉法に規定する保育所
- 21 無認可保育所及び一時預かり、放課後保育事業
- 22 地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護

営業所数等

居宅介護支援	2ヶ所
訪問介護	1ヶ所
訪問型サービス	1ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護	1ヶ所
サービス付高齢者住宅	1ヶ所
訪問看護ステーション	1ヶ所
予防訪問看護ステーション	1ヶ所

令和 年 月 日

事業所名 ヘルスケアサービスゆいまーる松戸
居宅介護支援部

説明者氏名 印

利用者
住 所

氏 名 _____ 印 _____

(代理人)
住 所

氏 名 _____ 印 _____